

## 施策 4 生活環境を快適にします

### 1 大気環境の保全

大気汚染防止法等に基づき、大気測定局での大気汚染物質の常時監視やダイオキシン類の測定などを行うとともに、事業場等への立入検査や指導などを行い、大気環境の保全に取り組んでいます。

#### ◆各指標の推進状況

指標名	①光化学オキシダントの環境基準の適合率						
指標の見方	昼間の1時間値が0.06ppm以下の時間数の割合						
基準	94% (令和3年度)			目標	96% (令和9年度)		
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成	
	94%						
今後の対応	市内測定局で常時監視を行うとともに、情報提供や周知啓発、注意喚起等を行う。						

#### ・光化学オキシダントの環境基準\*の適合率 (内訳・推移)

※1時間値が0.06ppm以下であること

年度 測定局 (単位)	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	昼間 測定時間 (時間)	昼間の1時間値が 0.06ppm以下の 時間数とその割合 (時間)	(%)	昼間 測定時間 (時間)	昼間の1時間値が 0.06ppm以下の 時間数とその割合 (時間)	(%)	昼間 測定時間 (時間)	昼間の1時間値が 0.06ppm以下の 時間数とその割合 (時間)	(%)
岐阜中央	5,398	5,040	93.4	5,399	5,062	93.8	5,423	5,135	94.7
岐阜南部	5,411	5,041	93.2	5,404	5,029	93.1	5,371	4,985	92.8
岐阜北部	5,410	5,129	94.8	5,406	5,078	93.9	5,403	5,177	95.8
合計	16,219	15,210	93.8	16,209	15,169	93.6	16,197	15,297	94.4

#### ○光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことで生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸に影響を及ぼすおそれがある。

#### ○光化学スモッグ予報・注意報・警報

予報は光化学オキシダントの1時間値が0.10ppm超、注意報は0.12ppm超、警報は0.40ppm超で、いずれもその後も継続して超過する可能性がある場合に、市が岐阜県と協議して発令する。

指標名	②微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )の環境基準の適合率						
指標の見方	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下の日数の割合						
基準	100% (令和3年度)			目標	100% (令和9年度)		
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成	
	100%						
今後の対応	市内測定局で常時監視を行うとともに、情報提供や周知啓発、注意喚起等を行う。						

・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の環境基準\*の適合率（内訳・推移）

※ 1年平均値が 15 μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m<sup>3</sup>以下であること

年度 測定局	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	年平均値 (単位)	有効測定日数	日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下の 日数とその割合		年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	有効測定日数	日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下の 日数とその割合		年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	有効測定日数	日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下の 日数とその割合	
	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)	(日)	(%)	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)	(日)	(%)	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)	(日)	(%)
岐阜中央	6.8	365	365	100	7.6	298	298	100	8.9	350	350	100
岐阜南部	8.8	298	298	100	8.9	296	296	100	9.3	350	350	100
岐阜北部	7.4	351	351	100	7.6	351	351	100	7.1	351	351	100
3局平均	7.7	—	—	100	8.0	—	—	100	8.4	—	—	100

指標名	③ダイオキシン類対策特別措置法の対象事業場の基準の適合率						
指標の見方	基準適合施設数/調査施設数						
基準	100%（令和3年度）			目標	100%（令和9年度）		
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成	
	90%						
今後の対応	事業場等への立入検査及び規制遵守の指導を行うとともに、市内測定局での定期的な測定による現況把握に努める。						

・ダイオキシン類対策特別措置法の対象事業場の基準の適合率（内訳・推移）

区分/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査施設数	11	10	10
基準適合施設数	11	10	9
適合率	100%	100%	90%

指標名	④アスベスト除去現場の漏えい基準の適合率						
指標の見方	基準適合現場数/測定現場数						
基準	100%（令和3年度）			目標	100%（令和9年度）		
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成	
	100%						
今後の対応	建築物の解体等工事に伴うアスベストの飛散を防止するため、作業現場の立入検査及び作業基準の遵守の指導を行う。						

・アスベスト除去現場の漏えい基準の適合率（内訳・推移）

区分/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
測定現場数	10	11	8
基準適合現場数	10	11	8
適合率	100%	100%	100%

◆関連する主な事業等

・大気環境の常時監視

大気汚染防止法に基づき、市内に一般環境大気測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 1 局を設置しています。測定局には大気汚染自動測定機を設置し、大気監視テレメーターシステムにより常時監視を行っています。

<常時監視測定局の設置状況>

測定局の種類 測定項目等	測定局名	一般環境大気測定局			自動車排出ガス測定局
		岐阜中央 (市役所八ツ寺別館)	岐阜南部 (あかね公園)	岐阜北部 (福光東公園)	岐阜明德 (明德公民館)
二酸化いおう(SO <sub>2</sub> )		○	○	○	
浮遊粒子状物質(SPM)		○	○	○	○
一酸化窒素(NO)		○	○	○	○
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )		○	○	○	○
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )		○	○	○	
微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )		○	○	○	
炭化水素(HC)			○		
一酸化炭素(CO)					○
風向・風速		○			

・ダイオキシン類の常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項に基づき、市内測定局で定期的に測定を実施しています。(令和 5 年度は市内 1 測定局で年 2 回測定)

<ダイオキシン類(大気)の年間平均値> (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定局/年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
岐阜中央	0.016	0.013	0.0082
岐阜北部	0.011	0.0093	—
2 局平均	0.014	0.011	—

○一般環境大気におけるダイオキシン類の環境基準…年間平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること

・一般環境中のアスベスト繊維数濃度測定

市内 3 測定局において年 2 回、一般環境中の総繊維数濃度を測定しています。繊維数濃度が 1 本/L を超過したものについては、アスベスト繊維数濃度を確定する同定検査を行います。

<一般環境中の総繊維数濃度測定結果(令和 5 年度)>

測定局/測定月	6 月	12 月
岐阜中央	0.12 本/L	0.11 本/L
岐阜南部	0.10 本/L	0.14 本/L
岐阜北部	0.13 本/L	0.12 本/L

## ・有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質の長期曝露による健康影響の未然防止を図るため、岐阜中央測定局及び岐阜北部測定局（一般）で21物質、岐阜明德測定局（沿道）で6物質のモニタリング調査を実施しています。

<有害大気汚染物質の調査結果(令和5年度)>

物質	測定結果(年平均値)			環境基準値 又は指針値
	岐阜中央測定局	岐阜北部測定局	岐阜明德測定局	
アクリロニトリル	0.0017 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0009 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	1.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	0.013 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.013 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化メチル	1.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	0.12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.11 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
酸化エチレン	0.051 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.051 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.070 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.070 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ジクロロメタン	1.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.97 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	1.6ng-Hg/ $\text{m}^3$	1.5ng-Hg/ $\text{m}^3$	—	40ng-Hg/ $\text{m}^3$ 以下
テトラクロロエチレン	0.020 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.022 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トリクロロエチレン	0.18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.31 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	1.0ng-Ni/ $\text{m}^3$	0.86ng-Ni/ $\text{m}^3$	—	25ng-Ni/ $\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	0.47ng-As/ $\text{m}^3$	0.46ng-As/ $\text{m}^3$	—	6ng-As/ $\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	0.025 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.016 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.026 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ベリリウム及びその化合物	0.0066ng/ $\text{m}^3$	0.010ng/ $\text{m}^3$	—	—
ベンゼン	0.53 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.45 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.54 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ベンゾ[a]ピレン	0.075ng/ $\text{m}^3$	0.076ng/ $\text{m}^3$	0.082ng/ $\text{m}^3$	—
トルエン	3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
ホルムアルデヒド	2.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
マンガン及びその化合物	8.5ng-Mn/ $\text{m}^3$	8.1ng-Mn/ $\text{m}^3$	—	140ng-Mn/ $\text{m}^3$ 以下
クロム及びその化合物	1.3 ng/ $\text{m}^3$	1.0 ng/ $\text{m}^3$	—	—

## ・特定事業場への立入検査

大気汚染防止法及び岐阜県公害防止条例に定められた施設を有する工場及び事業場等に対して、届出内容及び規制基準の遵守の確認を行うために立入検査を実施しています。

<立入検査の状況(令和5年度)>

区分	大気汚染防止法					県条例
	ばい煙	揮発性有機化合物(VOC)	水銀	一般粉じん	特定粉じん排出等作業	一般粉じん
立入検査	37件	2件	7件	5件	57(14*)件	5件
測定等の行政検査	0件	0件	0件	0件	8件	0件
行政上の措置	改善勧告	0件	0件	0件	0件	0件
	改善命令	0件	0件	0件	0件	0件

※負圧隔離等が必要な現場への立入検査件数

## 2 水・土壌環境の保全

水質汚濁防止法等に基づき、河川水や地下水の調査を実施するとともに、事業場等への立入検査や指導などを行い、水・土壌環境の保全に取り組んでいます。

### ◆各指標の推進状況

指標名	①河川水質基準の適合率					
指標の見方	生活環境項目基準適合検体数/環境基準点(8地点)の検体数					
基準	89.4% (令和3年度)			目標	100% (令和9年度)	
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成
	97.5%					
今後の対応	定期的に河川の水質調査を行い、現況把握に努めるとともに、情報提供や周知啓発等を行う。					

### ・河川水質基準の適合率 (内訳・推移)

環境基準点	類型	適合率(生活環境項目基準適合検体数/検体数)					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
①長良川中流(藍川橋)	A	86.7%	(52/60)	100%	(60/60)	96.7%	(58/60)
②長良川下流(長良大橋)	A	83.3%	(50/60)	100%	(60/60)	98.3%	(59/60)
③伊自良川上流(繰舟橋)	A	80.0%	(48/60)	91.7%	(55/60)	93.3%	(56/60)
④伊自良川下流(竹橋)	C	100%	(48/48)	100%	(48/48)	100%	(48/48)
⑤境川上流(東辰新橋)	C	100%	(48/48)	100%	(48/48)	100%	(48/48)
⑥境川下流(境川橋)	C	97.9%	(47/48)	100%	(48/48)	100%	(48/48)
⑦荒田川(出村)	B	83.3%	(50/60)	96.7%	(58/60)	93.3%	(56/60)
⑧鳥羽川(伊自良川合流前)	B	90.0%	(54/60)	100%	(60/60)	100%	(60/60)
合計		89.4%	(397/444)	98.4%	(437/444)	97.5%	(433/444)

### <生活環境項目基準>

項目/類型	基準値				
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
	水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標(pH7が中性)	微生物好気性バクテリアが水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素の量	水中に浮遊する直径2mm以下の粒子状物質の量	大気中から水に溶け込んでいる酸素(O <sub>2</sub> )の量	水のふん便汚染の指標
A	6.5以上	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/100mL以下
B	8.5以下	3 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000 CFU/100mL以下
C		5 mg/L以下			—

### <生活環境項目別の適合率>

環境基準点	適合率(生活環境項目基準適合検体数/検体数)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
水素イオン濃度(pH)	100%	(96/96)	100%	(96/96)	100%	(96/96)
生物化学的酸素要求量(BOD)	97.9%	(94/96)	99.0%	(95/96)	99.0%	(95/96)
浮遊物質(SS)	100%	(96/96)	99.0%	(95/96)	100%	(96/96)
溶存酸素量(DO)	100%	(96/96)	99.0%	(95/96)	99.0%	(95/96)
大腸菌数	—	—	93.3%	(56/60)	85.0%	(51/60)
大腸菌群数 <sup>※</sup>	25.0%	(15/60)	—	—	—	—

※令和4年度から大腸菌群数が項目から削除され、大腸菌数が新たに追加された(環境省)

指標名	②排水基準の適合率					
指標の見方	基準適合事業場数/排水調査事業場数					
基準	92.7% (令和3年度)			目標	100% (令和9年度)	
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成
	98.2%					
今後の対応	排水基準の周知徹底を図るとともに、定期的な事業場への立入検査及び指導を行う。					

・排水基準の適合率（内訳・推移）

区分/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排水調査事業場数	55	38	55
基準適合事業場数	51	35	54
適合率	92.7%	92.1%	98.2%

<排水基準>

項目		基準値(許容限度)	項目		基準値(許容限度)
有害物質	カドミウム <sup>※1</sup>	0.03mg/L	有害物質	セレン <sup>※1</sup>	0.1mg/L
	シアン化合物	1mg/L		ふっ素 <sup>※1</sup>	8mg/L
	鉛 <sup>※1</sup>	0.1mg/L		ほう素 <sup>※1</sup>	10mg/L
	六価クロム化合物	0.5mg/L		1,4-ジオキサン	0.5mg/L
	ヒ素 <sup>※1</sup>	0.1mg/L		有機燐化合物 <sup>※2</sup>	1mg/L
	水銀 <sup>※1</sup>	0.005mg/L		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 <sup>※3</sup>	100mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと			
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003mg/L		その他の項目	水素イオン濃度(水素指数,pH)
	ジクロロメタン	0.2mg/L	生物学的酸素要求量(BOD)		160(日間平均120)mg/L
	四塩化炭素	0.02mg/L	化学的酸素要求量(COD)		160(日間平均120)mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	浮遊物質(SS)		200(日間平均150)mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)		5mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)		30mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	フェノール類		5mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	銅		3mg/L
	トリクロロエチレン	0.1mg/L	亜鉛		2mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	溶解性鉄		10mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	溶解性マンガン		10mg/L
	チウラム	0.06mg/L	クロム		2mg/L
	シマジン	0.03mg/L	大腸菌群数	日間平均3000個/cm <sup>3</sup>	
チオベンカルブ	0.2mg/L	窒素	120(日間平均60)mg/L		
ベンゼン	0.1mg/L	リン	16(日間平均8)mg/L		

※1 その化合物を含む ※2 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る

※3 アンモニア性窒素は測定値に0.4を乗じて計算する

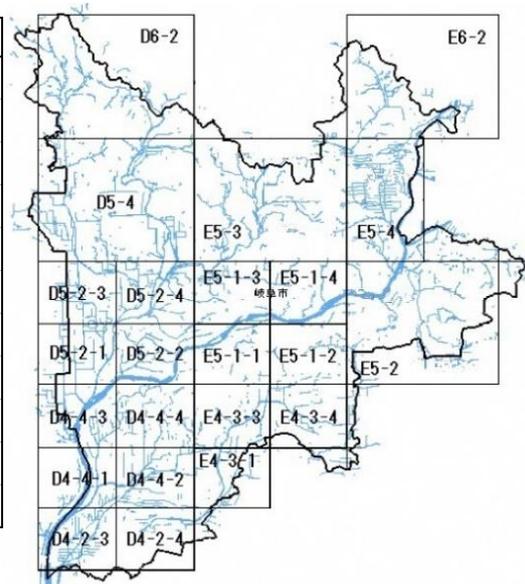
指標名	③地下水の概況調査における環境基準の適合率					
指標の見方	環境基準適合地点数/地下水調査地点数(23地点)					
基準	100% (令和3年度)			目標	100% (令和9年度)	
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成
	100%					
今後の対応	定期的に地下水の水質調査を行い、現況把握に努めるとともに、情報提供や周知啓発等を行う。					

・地下水の概況調査における環境基準の適合率（内訳・推移）

区分/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地下水調査地点数	23	23	23
環境基準適合地点数	23	23	23
適合率	100%	100%	100%

<地下水の概況調査の調査地点(令和5年度)>

No.	区域	所在地	No.	区域	所在地
1	D4-2-3	日置江2丁目	13	E4-3-1	茜部菱野4丁目
2	D4-2-4	南鶉5丁目	14	E4-3-3	幸ノ町
3	D4-4-1	下奈良2丁目	15	E4-3-4	切通8丁目
4	D4-4-2	六条大溝4丁目	16	E5-1-1	日野西2丁目
5	D4-4-3	河渡3丁目	17	E5-1-2	粟野西1丁目
6	D4-4-4	今嶺2丁目	18	E5-1-3	長良古津
7	D5-2-1	又丸村中	19	E5-1-4	山県岩
8	D5-2-2	日光町7丁目	20	E5-2	中大桑町
9	D5-2-3	上尻毛八幡	21	E5-3	雄総桜町
10	D5-2-4	則武西2丁目	22	E5-4	長良福光
11	D5-4	古市場	23	E6-2	門屋字野崎
12	D6-2	佐野			



<地下水の水質汚濁に係る環境基準>

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

指標名	④ダイオキシン類環境基準の適合率（水・土壌）					
指標の見方	環境基準適合数/ダイオキシン類調査数(河川水、河川底質、地下水、土壌)					
基準	100%（令和3年度）			目標	100%（令和9年度）	
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成
	100%					
今後の対応	定期的に水質及び土壌について調査を行い、現況把握に努めるとともに、情報提供や周知啓発等を行う。					

・ダイオキシン類環境基準の適合率（水・土壌）（内訳・推移）

区分/年度	適合率(環境基準適合数/ダイオキシン類調査数)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
河川水	100%	(4/4)	100%	(4/4)	100%	(4/4)
河川底質	100%	(4/4)	100%	(4/4)	100%	(4/4)
地下水	100%	(3/3)	100%	(3/3)	100%	(3/3)
土壌	100%	(8/8)	100%	(8/8)	100%	(8/8)
合計	100%	(19/19)	100%	(19/19)	100%	(19/19)

<調査結果(令和5年度)>

調査地点/項目	河川水	河川底質	地下水	調査地点/項目	土壌	
	濃度	濃度	濃度		区分	濃度
長良川 長良橋	0.055	0.13	—	御望公園	一般環境	0.88
鳥羽川 正城橋	0.21	3.5	—	長良公園	一般環境	0.86
境川 境川橋	0.52	0.44	—	本荘西公園	一般環境	0.36
荒田川 水門橋	0.70	54	—	茜町広場	発生源周辺	0.050
民間事業所(敷島町3丁目)	—	—	0.013	宮東公園	発生源周辺	0.053
民間事業所(雄総柳町2丁目)	—	—	0.013	交人公園	発生源周辺	0.55
民間事業所(中西郷5丁目)	—	—	0.013	伊鳥緑地	発生源周辺	0.074
				岐阜市立長森南中学校	発生源周辺	0.031

<ダイオキシン類の環境基準>

区分	基準値
水質	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

## ◆関連する主な事業等

### ・河川水質調査

水質環境基準（河川）の達成状況を把握するため、県計画及び市計画に基づき長良川及び支川の定期的な水質及び底質調査を行っています。本市では、市内測定 29 地点において、水質環境基準（健康項目及び生活環境項目）の達成状況を調査しています。令和 5 年度の調査結果は、すべて環境基準に適合していました。

### ・長良川水浴場の水質調査

平成 13 年に「日本の水浴場 88 選」として選定された長良川水浴場について、水質の現状を把握し、必要に応じて必要な措置を講ずるため、毎年、水質調査を行っています。

### ・地下水汚染モニタリング調査（テトラクロロエチレン等）

平成 12 年 11 月から平成 15 年 2 月に実施したテトラクロロエチレン等に係る地下水汚染調査により判明した汚染地区及び要監視地区において、定点井戸におけるモニタリング調査等を実施し、経年的に汚染状況や浄化対策効果の把握に努めています。

### ・六価クロム地下水汚染対策

昭和 46 年に六価クロムによる地下水汚染が判明し、原因とされるメッキ工場周辺住民の健康を保護するため、現在では、鏡島地区の 3 地点の井戸において年 4 回の定点監視調査を実施しています。

### ・地下水位定点・定時観測調査

地下水の状況及び地盤沈下の可能性を把握するため、昭和 48 年度から市内 8 か所の井戸に水位自動測定器を設置し、経年的に地下水位を観測しています。

### ・ゴルフ場排水調査

「岐阜市ゴルフ場環境管理指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場と環境管理協定書を締結し、農薬等の使用量の抑制、排水などの監視指導を行うとともに、排水水について農薬検査を行っています。

### ・水質汚濁事故対策

公共用水域における水質汚濁事故について速やかに対応するため、関係部署との間で「岐阜市河川事故対応措置」を作成し、水質汚濁による被害の拡大防止に努めています。

## ・浄化槽設置整備事業

生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道区域以外の住宅に浄化槽を設置する場合、補助金を交付しています。また、合併処理浄化槽に切り替える際の配管工事や単独処理浄化槽の撤去工事に対して、補助金額を上乗せしています。

<補助件数>

区分／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽設置補助	45件	37件	50件
上乗せ補助	28件	16件	30件

## ・土壌汚染対策

土壌汚染による健康被害を防止するため、土壌汚染対策法の規定により、調査結果に基づき要措置区域（土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域）等を指定・公示し、最低限必要な措置を明示しています。

### トピックス

### PFAS（ピーファス）

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められています。

水道水、公共用水域・地下水においては、PFOS と PFOA の合算値で 50 ng/L 以下とする暫定目標値がそれぞれ定められていますが、環境省等が実施した河川や地下水の調査では、暫定目標値を上回る値が検出された地点もありました。（参考：環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>））

岐阜市では、令和5年8月に、市内の全17か所の水源地でPFOS及びPFOAの水質検査を実施し、すべての水源地で暫定目標値を大きく下回る結果となりました。

（参考：岐阜市ホームページ（<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/suidou/1003336/1003342/1022497.html>））

### 3 騒音・振動・悪臭の規制

騒音規制法等に基づき、騒音調査を実施するとともに、事業場等への周知や指導を行い、騒音・振動・悪臭の対策に取り組んでいます。

#### ◆各指標の推進状況

指標名	①騒音の環境基準の達成率（一般地域）					
指標の見方	達成地点数/調査地点数					
基準	100%（令和3年度）			目標	100%（令和9年度）	
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成
	100%					
今後の対応	騒音調査により現況把握に努めるとともに、情報提供や周知啓発、必要に応じて事業場等に規制遵守の指導等を行う。					

#### ・騒音の環境基準の達成率（一般地域）（内訳・推移）

区分/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査地点数	7	6	6
達成地点数	7	6	6
適合率	100%	100%	100%

#### <一般地域における騒音の調査結果（令和5年度）>

測定地点	用途地域	類型	測定結果（基準適否）	
			昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
長良3丁目	第1種低層住居専用地域	A	45 dB（適）	34 dB（適）
中川原1丁目	第1種住居地域	B	46 dB（適）	40 dB（適）
加野1丁目	第1種低層住居専用地域	A	44 dB（適）	32 dB（適）
岩田坂3丁目	第1種中高層住居専用地域	A	50 dB（適）	42 dB（適）
六条大溝4丁目	準工業地域	C	46 dB（適）	41 dB（適）
宮浦町	第1種住居地域	B	43 dB（適）	36 dB（適）

#### <騒音の環境基準（一般地域）>

類型	該当地域	区域の区分	基準値	
			昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A	専ら住居用とされる地域	第1種区域、第2種区域のうち都市計画法に定める用途地域が第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	主に住宅用とされる地域	第2種区域 (A 類型に該当する地域を除く)	55 dB 以下	45 dB 以下
C	住居とともに商業施設や工業施設のある地域	第3種区域、第4種区域	60 dB 以下	50 dB 以下

指標名	②騒音の環境基準の達成率（自動車騒音）					
指標の見方	達成戸数/調査路線沿道の全戸数					
基準	93.9%（令和3年度）			目標	95%（令和9年度）	
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成
	93.1%					
今後の対応	騒音調査により現況把握に努めるとともに、情報提供や周知啓発、必要に応じて管理者に環境改善の要求等を行う。					

・騒音の環境基準の達成率（自動車騒音）（内訳・推移）

区分/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査路線沿道の全戸数	16,379戸	16,379戸	16,267戸
環境基準達成戸数	15,381戸	15,358戸	15,140戸
適合率	93.9%	93.8%	93.1%

<騒音の環境基準（道路に面する地域）>

類型	区域の区分	基準値	
		昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
A	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	50 dB 以下
ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として上表にかかわらず次表のとおりとなる			
高速自動車国道一般国道県道4車線以上の市町村道並びに自動車専用道路に面する区域		70 dB 以下	65 dB 以下
上記のうち騒音の影響を受ける面の窓をいつも閉めて生活している場合の室内		45 dB 以下	40 dB 以下

指標名	③騒音の環境基準の達成率（航空機騒音）					
指標の見方	達成地点数/調査地点数					
基準	100%（令和3年度）			目標	100%（令和9年度）	
推進状況	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	達成
	100%					
今後の対応	騒音調査により現況把握に努めるとともに、情報提供や周知啓発、必要に応じて管理者に環境改善の要求等を行う。					

・騒音の環境基準の達成率（航空機騒音）（内訳・推移）

類型	測定地点	測定結果※（基準適否）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
I	前一色1丁目	55 dB（適）	50 dB（適）	55 dB（適）
II	高田5丁目	59 dB（適）	59 dB（適）	59 dB（適）
II	水海道1丁目	55 dB（適）	55 dB（適）	55 dB（適）
II	岩地4丁目	56 dB（適）	53 dB（適）	55 dB（適）
達成地点数/調査地点数		4/4	4/4	4/4
達成率		100%	100%	100%

<航空機騒音の環境基準>

類型	区域の区分（都市計画法に定める用途地域）	基準値
I	指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域	57 dB 以下
II	指定地域のうち、I類型以外の地域。ただし、工業専用地域、航空自衛隊岐阜基地の敷地、河川法に基づく河川区域を除く	62 dB 以下

◆関連する主な事業等

・工場・事業場への立入調査

騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例により定められた設備を設置する工場や事業場に対し立入調査を実施し、届出の確認や規制基準の遵守を指導しています。

著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」、これを設置する工場・事業場を「特定工場等」としています。指定地域内にて特定施設を設置する者は規制基準を遵守し、設置や変更などをする場合は事前に届出が必要です。

<届出と立入調査件数（令和5年度）>

区分	届出	立入調査
騒音規制法	51 件	58 件
振動規制法	24 件	50 件
岐阜県公害防止条例(騒音)	68 件	52 件

・悪臭発生事業場実態調査

悪臭防止法の規定により市が定めた特定悪臭物質の規制を行うため、悪臭発生事業場における特定悪臭物質濃度及び臭気濃度を測定し、指導しています。